

金 指 清 隆 殿

海老名市長 内 野



海老名市災害時協力井戸登録証

令和2年11月2日付けで申出のありました井戸を協力井戸に登録しましたので、海老名市災害時協力井戸登録制度要綱第5条第2項の規定に基づき、登録証を交付します。

- 1 協力井戸の登録番号 12
- 2 協力井戸の所在地 海老名市杉久保南四丁目6-8
- 3 協力井戸の登録日 令和2年11月5日
- 4 協力井戸の登録期間 協力井戸の登録日から令和5年3月31日まで
※登録期間満了時まで登録者から登録の更新をしない旨の意思表示がないときは、更に3年間登録を更新するものとし、以後も同様とする。
- 5 協力内容
 - (1) 登録者は、災害時において、市又は市民から生活用水の供給要請があった場合は、協力井戸の水を供給するものとする。
 - (2) 登録者は、災害時において、協力井戸の水を供給するときは、外観点検を行い、簡易水質検査試薬（pH値検査用試薬紙）により水質を検査するものとする。
 - (3) 登録者は、日頃から、協力井戸及びその周囲の清掃を行うとともに、協力井戸の蓋の破損並びに雨水及び汚水の流入の有無等を点検し、衛生管理に努める。